和光市新倉高齢者福祉センター 指定管理者令和4年度年度協定書

令和4年4月1日 和光市

和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者年度協定書

和光市(以下「甲」という。)とミアヘルサ株式会社(以下「乙」という。)とは、和光市新倉高齢者福祉センター管理運営事業(以下「本事業」という。)の実施について締結した和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者基本協定(以下「基本協定」という。)により、次のとおり令和4年度における協定を締結する。

(協定の期間)

- 第1条 この協定期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。 (対価の支払い)
- 第2条 甲は、乙に対し本事業の執行に要する費用(以下「指定管理料」という。)として 金49,435,900円を支払うものとする。
- 2 乙は甲に対し、前項の指定管理料について毎月書面をもって請求するものとする。 甲は、前項による指定管理料の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から 30日以内に、乙に対し指定管理料を支払うものとする。
- 3 乙は甲の支払う指定管理料並びに基本協定第7条第1項第1号に定める和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例第4条の事業として実施する小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に関する業務に係る介護報酬及び同条例第10条の利用料金等(以下「利用料金等」という。)の範囲内で本事業を執行するものとする。

ただし、特別の事情が認められる場合は、甲と乙協議の上、甲は指定管理料を増額するものとする。

(指定管理料及び利用料金等の精算)

第3条 乙は、決算の確定により指定管理料、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護 予防・日常生活支援総合事業の提供に関する業務に係る介護報酬及び利用料金等の収入 額の合計に剰余金が生じたときは、当該剰余金から次条第2項の規定により返還すべき 額を控除した額に100分の30を乗じて得た額(1円未満切捨)を甲へ精算金として 返還するものとし、残余については、乙の収入とする。

(施設の維持補修等)

- 第4条 本事業に係る施設の大規模な改修、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲 と乙協議の上、行うものとする。
- 2 乙の見積りによる1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕については、甲が自己の負担と責任において実施するものとする。
- 3 単年度合計20万円を上限として、乙の見積りによる1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の修繕については、乙の責任において実施するものとする。

- 4 修繕費の合計額が年間20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上となる場合は、 甲と乙協議のうえ、実施することとし、決算の確定により、修繕費の合計額が年間20 万円未満に満たなかった場合については、乙はその剰余金を甲に返金するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により生じた改修及び修繕については、乙が自己の負担と責任において実施するものとする。

(備品台帳)

第5条 乙は備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

(モニタリングの実施)

- 第6条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及びアンケートを実施するものとする。
- 2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングは、基本協定第21条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。
- 3 乙は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、止むを得ない理由がある場合を除きその申出に応じなければならない。

(合意事項)

第7条 甲と乙は、別紙の合意事項を遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、本業務の執行に関して知り得た個人情報の取扱いについては、別紙2の個人情報取扱特記事項に準拠して行わなければならない。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、 それぞれ各1通を保有する。

令和4年4月1日

- 甲 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市 和光市長 柴 崎 光 子
- 工 東京都新宿区河田町3番10号ミアヘルサ株式会社代表取締役社長 青 木 勇

合意事項

和光市(甲)と和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者ミアヘルサ株式会社(乙)とは、次の事項について協議し合意した。

1 送迎業務の実施について

- (1) 新倉高齢者福祉センター機能利用者の送迎業務については乙、及び和光市高齢者福祉センター指定管理者(以下、「丙」という。)が実施することから、必要に応じて運行に関する調整は甲、乙及び丙とで、行うものとする。
- (2) 運行車両は送迎業務に適した車両を適宜使用するものとする。
- (3) 運行日及び運行経路等については甲、乙及び丙と協議の上、決定するものとする。 なお、当該施設開所日以外の日についても、必要に応じて運行することができるも のとし、その場合は、甲、乙及び丙の三者による協議の上、決定するものとする。
- 2 指定管理者が使用する事務連絡用の車両について

乙がリース契約により調達し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

3 事務用及び業務用パソコンについて

乙がリース契約により調達するものとし、経費については指定管理料の範囲内で賄う ものとする。

4 コピー機及び印刷機について

乙がリース契約により調達するものとし、経費については指定管理料の範囲内で賄う ものとする。

5 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

6 研修の参加について

乙は、甲が開催する研修会等(人権・個人情報保護等)に施設職員が参加することについて、配慮するものとする。

7 入浴施設の衛生管理の徹底について

乙は、浴室・浴槽環境衛生管理マニュアルに基づき、日常管理を実施し、浴槽水の水 質検査については、年4回実施するものとする。

以上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 和光市(以下「甲」という。)から事務処理の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による事務(以下「契約事務」という。)を処理するに当たり、個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、契約事務の処理に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、契約事務に従事する者を事務処理に必要な範囲に限定し、その者の在職中 のみならず、退職後においても、契約事務に係る個人情報の秘密の保持について必 要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (適切な管理)
- 第3条 乙は、契約事務に係る個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その 他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲が求めたときは、契約事務に係る個人情報の安全な管理及び処理に関して乙が実施する具体的な措置を明らかにしなければならない。

(目的外利用又は第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を当該 事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報の処理を自ら行 うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがあると 認めるときは、直ちに、甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。この契約が終 了し、又は解除された後においても、同様とする。

(報告及び立入調査)

第8条 甲は、乙に対し、必要に応じて報告を求め、又は契約事務に係る個人情報の 適正な管理に必要な限度において、担当職員による立入調査をすることができる。

(個人情報の返還又は廃棄等)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、契約事務に係る個人情報

を、遅滞なく、甲に返還し、又は甲の承諾を得た上で確実な方法により廃棄若しく は消去をしなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第10条 甲は、乙がこの特記事項に違反したときは、契約を解除するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 乙は、この特記事項に定めるもののほか契約事務に係る個人情報の保護に 必要な措置を講じなければならない。

以 上